

第 5238 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月 3日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 建設工事と消費税

**Q**：当社は中小の建設会社です。短期で小規模の工事は、工事進行基準が使えるそうですが、この基準を使った場合は消費税の取扱いはどのようになりますか？

**A**：消費税では工事進行基準によらないこともできます。

### 【解説】

請負工事は、法人税では、工事完成基準によることが原則ですが、長期大規模工事については工事進行基準が強制適用とされ、それ以外の短期小規模工事については、いずれか任意適用となっています。

これに対して、消費税ですが、基本は法人税と同じで、法人税で長期大規模工事又は短期小規模工事について工事進行基準を適用している場合は、消費税でも工事進行基準により資産の譲渡等があったものとされます。

ただし、この場合には法人税について工事進行基準を適用している場合に限られており、法人税において工事進行基準を適用していない場合には適用がないこととなっています。

また一方で、法人税では工事進行基準を適用していても、消費税では工事進行基準を適用しないということも認められています。

これは短期小規模工事だけでなく、長期大規模工事についても同様です。

なお、未成工事支出金は、資産の譲受け又は役務の提供を受けた時に仕入税額控除の計算をするのが原則ですが、継続適用を条件に目的物を引き渡した時に仕入税額控除の計算をすることも認められています。

